

## **[事案 23-189] 配当金支払請求**

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

実際の満期金額が、契約時に手書きの設計書により説明を受けた金額より少ないことから、設計書どおりの金額の支払いを求めて申立てがあったもの

### **<申立人の主張>**

昭和 56 年 11 月に生存給付金付通増年金収入保障保険に加入したが、手書きの設計書でプランを説明され、保険の知識もなく、言われるがまま契約した。実際の満期受取金額が設計書の金額より少ないので、設計書に手書きで記載されたとおりの金額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の募集時においては、設計書の作成が機械化されておらず、設計書の空欄に募集人が数字を手書きしていた。
- (2) 募集人が手書きした増加保険金などは、当時の被保険者の属性に基づいた予想配当金をもとに計算しており、記載ミスはない。
- (3) 設計書には、「記載の増加保険金および年金配当は、今後変動することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。」との記載があり、設計書の満期時受取額合計を保証するものとはなっていない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を、申立契約の勧誘の際に使用された設計書に手書きで記載されているとおりの内容で契約が成立したとして、設計書の記載どおりの金額を支払うよう求めているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は附合契約であり、配当金支払請求権の存否については約款の規定に従うことから、配当金の受取金額も約款に基づいて定められており、この点、保険会社の定款には、決算において余剰金を生じたときは、その 100 分の 5 を保険業法規定による損失填補準備金として差引き、その残額の 100 分の 90 以上を社員配当準備金として積み立てる旨が定められており、申立契約の約款には、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、契約内容に応じて社員配当金を割り当てる旨が定められている。よって、定款及び約款によれば、決算において余剰金を生じた場合にのみ配当が生じるのであって、設計書記載の配当金が必ず積み立てられる定めにはなっていない。
- (2) 設計書に「記載の増加保険金及び年金配当は、今後変動することがあります。したがって、将来のお支払い額をお約束するものではありません」との記載があり、配当金の変

動するものであることが明確に記載されている。

(3) 以上のとおり、申立人と保険会社との間に設計書記載の配当金等を支払うという内容の契約が成立したとは認められないことから、設計書の記載どおりの配当金等を支払うよう求める申立人の主張には理由がないと言わざるを得ない。